

議案第69号

向日市手数料条例の一部改正について

向日市手数料条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月26日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市手数料条例の一部を改正する条例

向日市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正		現 行	
別表 1		別表 1	
徴収する事務	金額	徴収する事務	金額
略		略	
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票及び戸籍の附票の写しの交付	1件につき300円	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票及び戸籍の附票の写しの交付	1件につき300円
		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく個人番号カードの再交付	1件につき800円
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。